

消費者基本計画の検証・評価・監視にかかるヒアリング対象施策

平成22年10月22日

消費者委員会

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
1	<p>全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)の刷新を円滑に実施します。</p> <p>また、受け付けた相談情報をオンライン登録することにより、必要な情報が作成され次第、速やかに集約され、関係機関や相談員にとって、入力作業を含め使い勝手の良い仕組みを構築します。</p> <p>さらに、国におけるPIO-NET 端末の設置基準に関する検討を踏まえ、関係機関にこれを追加配備します。</p>	消費者庁 国民生活センター	前段について、平成22年度当初から実施します。 中後段について、順次実施します。
2	<p>関係行政機関、関係機関、地方公共団体等から消費者事故情報等を一元的に集約するための事故情報データベースを構築し、個人情報保護に配慮しつつ十分な開示を行い、広く国民からの利用が可能な運用を行います。</p>	消費者庁 国民生活センター	直ちに着手し、継続的に実施します。
4	<p>消費者安全法及び消費生活用製品安全法における事故情報の報告・公表制度の拡充については、消費者安全法等に基づく情報収集を着実に実施し、重大事故以外の情報の収集状況、消費生活用製品以外の事故情報の収集状況等の検証を行います。</p> <p>これらに基づき、消費者委員会での検討を踏まえながら、必要な措置を講じます。</p>	消費者庁 関係省庁等	前段について、継続的に実施します。 後段について、平成23年度中に結論を得ます。
7	<p>リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供します。</p> <p>また、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討します。</p>	消費者庁 関係省庁等	直ちに着手します。
15	<p>昇降機や遊戯施設に係る事故情報・不具合情報の分析、再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえ、必要な技術基準の見直しを行うとともに、調査結果を報告書として公表します。また、事故に係る調査体制の充実を図りつつ、調査機関の在り方について検討します。</p>	国土交通省	前段について、継続的に実施します。 後段について、引き続き検討します。